

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書 ～令和4年における状況について～（概要）

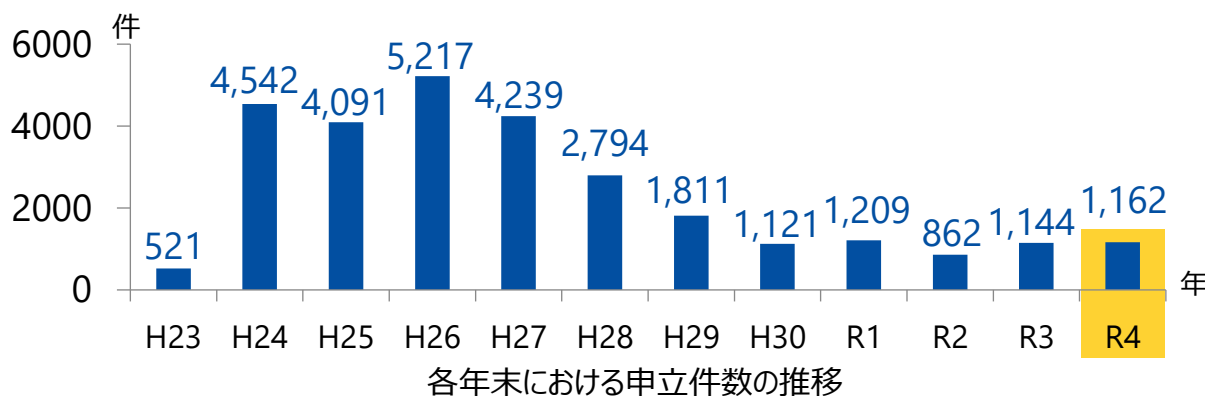
原子力損害賠償紛争解決センターの令和4年1月から12月までの1年間における主な活動状況の概略は以下のとおり。なお、中間指針第五次追補に関連する記述等、一部の内容については、令和5年2月末時点の状況を基に記述。

1.センターの組織

令和4年12月末時点で、仲介委員207名、調査官77名等計398名の体制（対前年比29名減）。

2.和解仲介の申立ての動向

令和4年の申立件数は1,162件。令和3年の1,144件より18件増加。初回申立ての割合は51.5%。申立件数や初回申立ての件数、割合、個人申立ての件数、割合が増加。要因として説明会の実施など広報活動の強化が考えられる。



各年末における申立件数の推移
令和4年における申立件数の月別内訳

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
56	123	226	44	29	129	124	146	66	145	36	38

3.和解仲介の取扱いの状況

令和4年の既済件数は1,180件。和解成立件数は約73% に当たる866件。累計では、既済件数は27,814件。和解成立件数は約80% に当たる22,133件。令和4年に和解が成立した事案は、審理開始から和解案提示まで平均8.8か月。

累計申立件数	28,713	現在進行中の件数	899
累計既済件数	27,814	令和4年の申立件数	1,162
和解成立	22,133	令和4年の既済件数	1,180
内訳			
取下げ	3,202		
打切り	2,477		
その他	2		

4.広報等

地方公共団体等と連携して申立方法等についての説明会を開催。令和4年は、浪江町に加えて南相馬市、大熊町、富岡町と連携し、説明会を135回開催。説明会を通じた申立ては727件であった（うち初回申立て55.4%）。また、地域ごとに特化した分かりやすい事例集などを作成・配布。

令和4年における説明会の実施状況

期間・回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月7日～3月15日 23回	南相馬市	確定申告会場	125件
2月15日～3月15日 21回	浪江町	確定申告会場	83件
2月15日～3月15日 9回	大熊町	確定申告会場	34件
6月16日～8月11日 34回	南相馬市	健康診断会場	286件
8月29日～10月22日 16回	浪江町	健康診断会場	90件
9月29日～10月2日 3回	富岡町	健康診断会場	11件
10月4日～11月1日 8回	大熊町	健康診断会場	57件
12月19日 1回	富岡町	定期個別説明会	5件
上記以外 合計21回	NPO法人等	福島県、東京都、 神奈川県、滋賀県、大阪府	36件※

※令和3年12月に実施した説明会において申立てされたが、令和4年に入ってから申立書が受理されたものが5件含まれる。

5.当面の課題と解決に向けた取組

中間指針の見直しについて

令和4年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第五次追補を策定。東京電力には、和解案の尊重の改めでの徹底、また、指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに留意するなど誠実な対応が求められることが明記された。今後東京電力の賠償基準において賠償額の目安が明確に定められなかった事項等についてはセンターにおける和解仲介手続が利用されることが想定され、センターとしては、第五次追補に明記されているとおり、これまでの賠償実務を踏まえ適正迅速かつ公平な和解仲介を行っていききたい。

案件審理の現状と課題

東京電力が和解案を拒否したために打切りとなった事案は、令和4年には前年に引き続きなかった。東京電力は和解案の尊重を明言していることを再認識した上で紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう求める。

広報等における課題

令和4年は、地方公共団体等と連携した説明会を積極的に実施し、一定の成果を上げた。一方で、センターを知らない、手続きがよくわからないなどといった声もあり、これら意見を真摯に受け止め、より効果的に広報を行い、周知を図ってまいりたい。